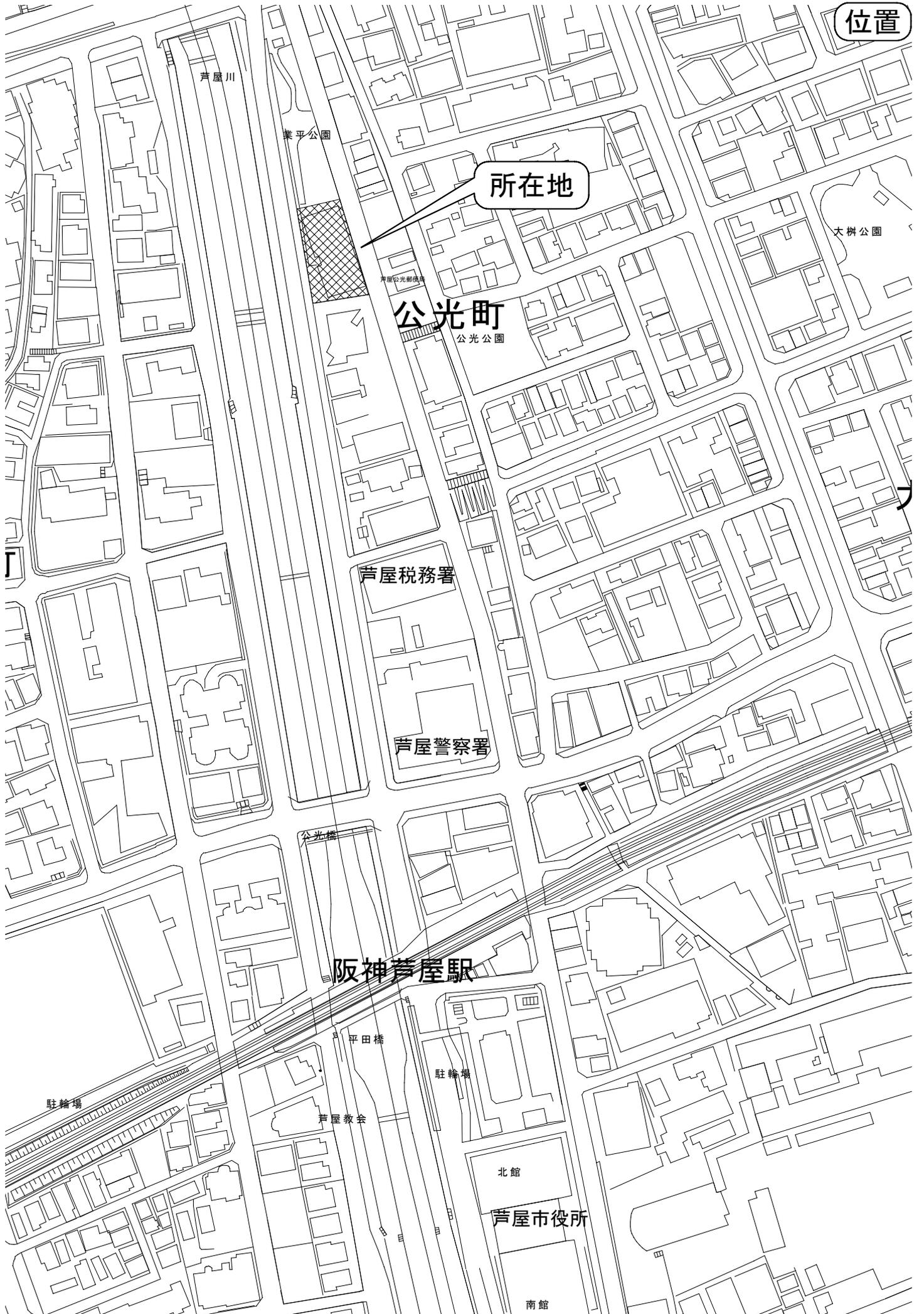
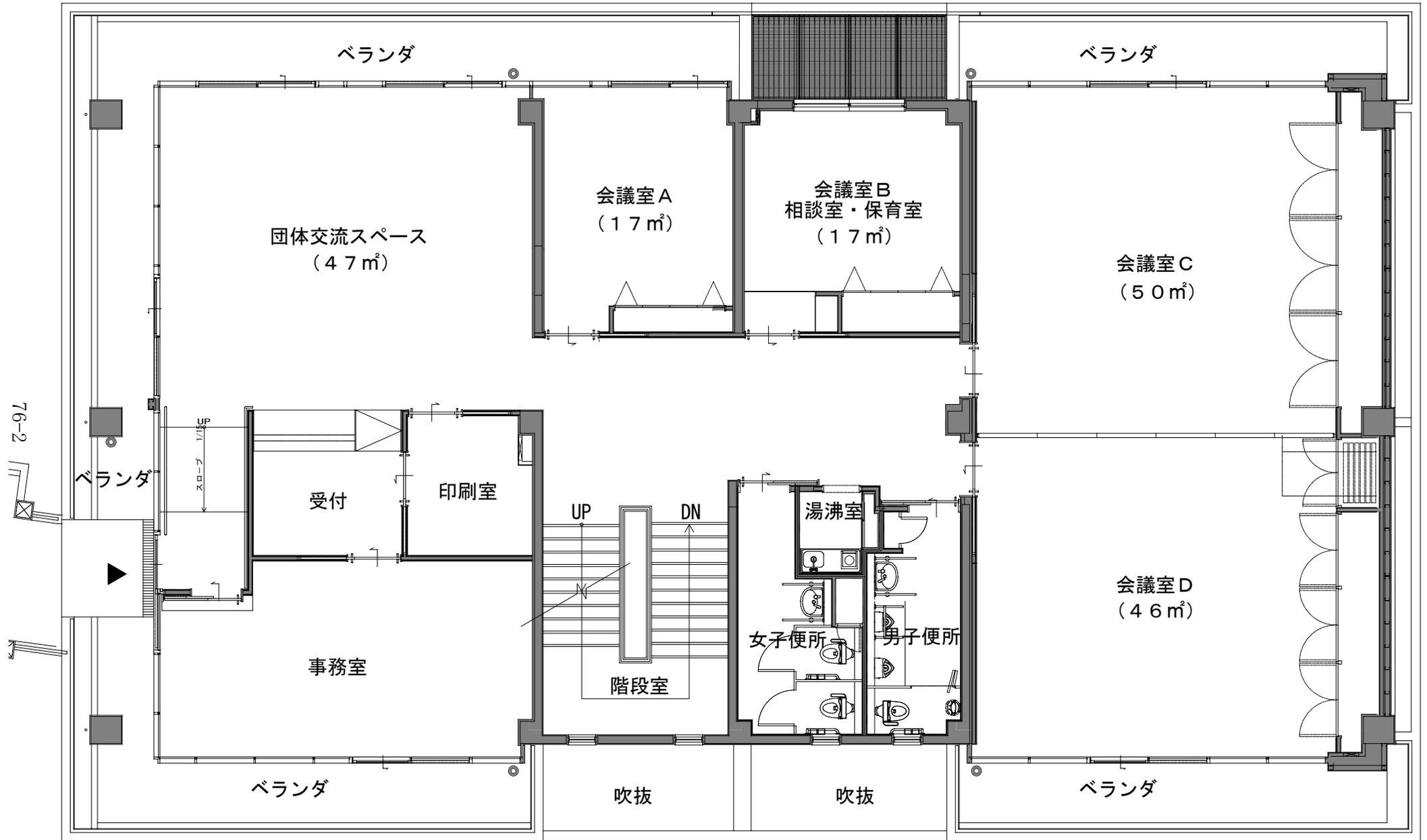


位置





あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(位置) 第2条 活動センターは、芦屋市<u>公光町5番8号</u>に置く。</p> <p>(使用の許可) 第5条 活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。</p> <p><u>(使用の制限)</u> 第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>営利行為を目的とするとき。</u></p> <p>(4) <u>活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(使用者の義務) 第6条 使用者は、建物、設備、機器その他の物件を善良なる注意をもって使用し、使用終了後又は使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に復されなければならない。</p>	<p>(位置) 第2条 活動センターは、芦屋市<u>精道町5番11号</u>に置く。</p> <p>(使用許可) 第5条 活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>政治活動、宗教活動及び営利行為を目的とするとき。</u></p> <p>(4) <u>活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</u></p> <p>(使用者の義務) 第6条 使用者は、建物、設備、機器その他の物件を善良なる注意をもって使用し、使用終了後又は使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に復されなければならない。</p>

改正案	現行																																																												
<p>2 使用者は、その責めに帰すべき事由により建物、設備、<u>機器</u>その他の物件を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは<u>退館を命じ</u>ることができる。 (1) <u>第5条の2各号のいずれかに該当したとき</u>。 (2)・(3) (省略) (<u>転貸等の禁止</u>)</p> <p>第8条 使用者は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。 (管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、<u>第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、<u>第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></u></p>	<p>2 使用者は、<u>使用中</u>にその責めに帰すべき事由により建物、設備その他の物件を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは<u>退去を命ず</u>ることができる。 (1) <u>第5条各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき</u>。 (2)・(3) (省略) (<u>転貸の禁止</u>)</p> <p>第8条 使用者は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。 (管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>																																																												
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）																																																												
施設使用料金表	施設使用料金表																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">広さ</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="3">施設使用料金</th> </tr> <tr> <th>午前10時～正午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時～午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室A</td> <td>17㎡</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>17㎡</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室C</td> <td>50㎡</td> <td>32人(50人)</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室D</td> <td>46㎡</td> <td>28人(48人)</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	広さ	収容人員	施設使用料金			午前10時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	会議室A	17㎡	12人	400円	400円	400円	会議室B	17㎡	12人	400円	400円	400円	会議室C	50㎡	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円	会議室D	46㎡	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">広さ</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="3">施設使用料金</th> </tr> <tr> <th>午前10時から正午まで</th> <th>午後1時から午後3時まで</th> <th>午後3時から午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室A</td> <td>18㎡</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>多目的室B</td> <td>17㎡</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>多目的室C</td> <td>12.5㎡</td> <td>7人</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第4条第3項の規定により、午前10時以前又は午後5時以後</p>	室名	広さ	収容人員	施設使用料金			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	多目的室A	18㎡	12人	400円	400円	400円	多目的室B	17㎡	12人	400円	400円	400円	多目的室C	12.5㎡	7人	200円	200円	200円
室名				広さ	収容人員	施設使用料金																																																							
	午前10時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時																																																										
会議室A	17㎡	12人	400円	400円	400円																																																								
会議室B	17㎡	12人	400円	400円	400円																																																								
会議室C	50㎡	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円																																																								
会議室D	46㎡	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円																																																								
室名	広さ	収容人員	施設使用料金																																																										
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで																																																								
多目的室A	18㎡	12人	400円	400円	400円																																																								
多目的室B	17㎡	12人	400円	400円	400円																																																								
多目的室C	12.5㎡	7人	200円	200円	200円																																																								

改正案	現 行
<p>備考</p> <p>1 第4条第3項の規定により、午前10時以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前10時以前の使用にあつては午前10時から正午までの区分の使用料の額に、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に、それぞれ2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 収容人員の欄の（ ）書は、最大収容人員とする。</p>	<p>に活動センターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前10時以前の使用にあつては午前10時から正午までの区分の使用料の額に、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に、それぞれ2分の1を乗じて得た額とする。</p>